

Ⅱ 地図訂正について（明示において地図訂正がある場合）

1. 地図訂正について

(1) 地図訂正同意申請（P. 31）

申請地および隣接地番において現地と公図が異なる場合、そのままでは道路境界明示はできません。別途地図訂正同意申請書を作成し、道路境界明示申請と併せて申請してください。申請は申請地の登記上の土地所有者が行い、必ず印鑑登録印を押印してください。

なお、必ず申請時まで申請人が法務局と協議・調整を行なっていただき、申請時に地図訂正理由と併せて法務局の見解・指示を道路管理者に報告してください。

(2) 添付書類

① 位置図

・ 当該箇所の位置を特定できる適当な地図に位置を表示してください。

② 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑登録証明書・代表者事項証明書等（原本証明可・登記情報提供サービスの法人登記情報を紙で出力したもの（照会番号付き）でも可））

・ 申請者の登記簿上の表示に齟齬があれば、そのつながりの判るもの（住民票・戸籍の附票・相続関係図等（原本証明可））を提出してください。

③ 委任状（P. 33）

・ 代理人による申請は、本人からの委任状を添付してください。
なお受任者を明確にする観点から、復代理行為は認められません。

④ 地図訂正の理由書

・ 地図訂正を必要とする理由（具体的にどの地番がどのように誤っているのか等）を記入してください。また、法務局登記官の指示内容・方針等を記載してください。

⑤ 地図訂正前後図 2部

⑥ 公図の写し

・ 法務局で発行された地図情報（地図又は地図に準ずる図面・原本証明可）、または登記情報提供サービスの地図情報（地図又は地図に準ずる図面・照会番号付き）を紙で出力したものを提出してください。
なお、申請地が公図の境目の場合、隣接公図も提出してください。また、合成図も作成してください。

⑦ 登記事項証明書等

・ 申請地・隣接地について、法務局で発行された土地登記事項証明書（全部事項・原本証明可）、または登記情報提供サービスの不動産登記情報（全部事項・照会番号付き）を紙で出力したものを提出してください。
また、申請地・隣接地に地積測量図（原本証明可）があれば提出してください。

- ⑧ 土地調書 (P. 34)
 - ・ 申請地・隣接地等、各地番の所有者住所氏名・分合筆等の沿革・地積測量図の有無を記入してください。
- ⑨ 道路境界明示図 (下図)
 - ・ 明示担当者が内容を確認した道路境界明示図 (下図) を提出してください。
- ⑩ 隣接土地所有者の印鑑登録証明書添付の同意書 (原本証明可)
 - ・ 訂正前後図を別紙とする場合は、割り印してあることが必要です。
 - ・ 水路、溝渠について、水利権が存在する場合は水利権者の同意も必要です。
 - ・ 同意者の登記簿上の表示に齟齬があれば、そのつながりの判るもの (住民票・戸籍の附票・相続関係図等) を提出してください。
- ⑪ その他
 - ・ 地図訂正の根拠書類が不足していると判断した場合、地図訂正の根拠となる資料 ((古図等)旧土地台帳・閉鎖登記簿等、本書記載以外の書類) の提出を依頼する場合があります。
 - ・ 提出する各添付書類について原本の返却が必要な場合、必ずその旨を事前に申し出てください。(申し出がない場合、返却ができない場合もあります。)

(3) 地図訂正完了後

地図訂正完了後の公図を提出してください。

別途、道路・溝渠境界明示申請時にも必要です。(P. 8 参照)